

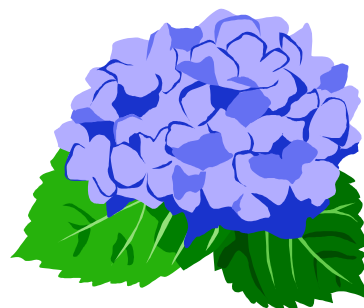
関島事務所便り

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町2-7-13

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

E-mail: sr8seki jima@yahoo. co. jp



2007年6月号

消えた年金加入記録

結婚退職者・転職者は特に注意

◆ 中に浮いた5千万件の加入記録

宙に浮いている厚生年金・国民年金加入記録が5千万件あることが報道され、大きな問題になっています。

◆ 加入記録不一致の原因は？

申告と記録の不一致がこれほど多いのは、社会保険庁の入力や記録ミスだけでなく、複雑な制度への加入者の理解が進まず、加入者の手続き不備が相次いだことにも原因があるようです。

記録を不備なままにしておくと、将来受け取る年金額が減るおそれもあります。これをさけるためには、加入記録に空白期間がないか、加入者本人のチェックが重要になります。

さらには、一部の古い記録は破棄されていたことも判明しています。国の年金管理のあり方にも問題があったとはいえ、社会保険庁の解散問題も焦点になりそうです。

《不一致が生じる主な理由》

- ・ 社会保険庁による登録ミス
- ・ 企業による届出ミス

- ・ 会社を辞め結婚後、別姓で年金手帳を再発行
- ・ 転職後に前とは別の年金手帳を再発行
- ・ 年金手帳を紛失して別の番号で再発行などですが、本人の申し出だけでなく、国の責任で調査することが必要です。

◆ 年金額が少なくなることも

同時に、過去のもらい忘れ厚生年金期間を加算すると、年金額が少なくなってしまうことがあるので注意が必要です。

注意が必要なのは次の方です

- ⇒ 厚生年金加入期間が20年に満たない人で40歳以上（女性は35歳以上）15年以上加入の特例で年金を受給している人。
- ⇒ 現職での死亡等による遺族年金受給者で300月加入月のない短期要件受給者。
- ⇒ 妻に20月（35歳以上15年）以上加入の厚生年金が支給されると、夫に支給される配偶者加算がなくなる人。
- ⇒ 障害年金受給者で加入月数を300月として計算している最低保証年金受給者。

ますます増える個別労使紛争 「労働審判」の申立て

◆ 申立件数が1,000件を突破

新聞報道などによれば、会社と労働者間の紛争を迅速に解決するために昨年4月から開始された「労働審判制度」について、今年2月末までの全国の地域への申立件数が1055件に上ったことが最高裁判所の集計でわかりました。

そのうち、約7割で審理を終え、平均審理期間は73日と当初目標の3ヶ月以内をクリアしており、早期救済という制度の趣旨にかなう結果となりました。

◆ 労働審判制度の流れ

職業裁判官である労働審判官1名と、労使の代表である審判員2名で構成される労働審判委員会が、まず民事訴訟の和解に相当する調停を試みます。調停が不成立の場合、労働審判委員会による公的な審判で解決を図ります。

最高裁判所によると、2月末までの申立件数のうち7割は調停で解決し、審判に至らず決着しているケースが多いことがわかりました。

◆ もっとも多い申立理由は

申立理由の内訳は、以下のようになっています。

す。

- ・ 解雇無効などの「地位確認」・・・約51%
- ・ 賃金など・・・約24%
- ・ 退職金・・・約8%

◆ 7割が3ヶ月以内に終了

2月までに審理が終わった778件のうち、757件は3回以内に審理を終了しており、4回に達したのは21件だけでした。

申立から終了までの審理期間は、1ヶ月以内が42件(約5%)、2ヶ月以内が243件(約31%)で約7割は3ヶ月以内に終了しています。平均審理期間は73.7日で、制度創設時に目標とされていた「3回以内で3ヶ月程度の決着」をおおむねクリアしています。

地裁別にみると、最も申立が多かったのは東京(309件)で、以下は大阪(98件)、横浜(92件)、名古屋(64件)の順でした。

◆ 労働相談件数も過去最多

また、昨年度の都道府県労働局への労働相談件数も18万7387件(前年度比6.2%増)となり、過去最多になっています。労働者の相談機関・扮装解決機関が増え、個別紛争が増加する傾向にありますのでご注意ください。

労災未加入中の労災事故の取り扱い

質問

私は零細企業の事業主です。繁忙時にアルバイトを雇用するだけでしたので、労災保険は未加入のままでした。先日アルバイトの青年が作業中誤って指を切断してしまいました。この場合、労災保険を適用できるのでしょうか。また、事故発生後に労災保険の手続きをした場合、保険料はどうなるのでしょうか。自費で負担して処理することは可能でしょうか。

回答

- ① 事業主が労災保険の加入を怠っていても、すべての労働者(アルバイト・パート等 服務)は労災保険給付を受けることができます。
- ② 労災保険未加入で労災事故が発生した場合、会社は速やかに労働保険の手続きを行わなければなりません。労災保険料は過去2年分遡及して納付する義務があります。
- ③ 労災保険未手続期間中の事故に対する費用の事業主への請求は、故意による場合は100%、開業間もない場合による未届等の過失の場合40%が請求されます。ただし、その学派療養開始後3年以内のもので療養及び介護の給付は除かれます。
- ④ 災害に伴うすべての費用を事業主が自費で負担することは問題ありません。だからといって、労災保険の成立届出を放置

しておくことはできません。労災事故を隠匿する目的で労働者傷病報告(休業4日以上の場合)の提出を怠ったり、定められた労災保険法上の所定の手続きを放置したりすることは認められていません。

- ⑤ よくあるケースですが、「災害が発生したら全額会社が負担する」とか、「民間の保険会社と労働者の災害補償の保険契約をしているから労災保険の加入手続きをしない」といったことは認められていません。

もしそのことを容認してしまえば、弱小の事業主のみが労災保険の制度の対象となってしまう、労災保険の制度の根幹を揺るがしてしまいます。また、被災労働者が高度障害者となった場合、会社が全額補償しきれるものではありません。

国が行う労災保険は、保険料が格安であるだけでなく、補償内容も民間とは格段の差があります。民間の保険はあくまで上乘せと考えるべきでしょう。



トピックス



◆「ばかやろう」で解雇は無効

仕事の上で上司とやりとした際、「ばかやろう」と言ったことを理由に解雇されたのは不当として、日系ブラジル人の男性通訳（35）が、勤務先の人材派遣会社（静岡県浜松市）を相手に、地位確認などを求めた訴訟の判決が5月9日、名古屋地裁であった。多見谷寿郎裁判官は、「発言は1回限りで、合理的な解雇理由とはいえない」として、昨年7月の解雇処分は無効と指摘。会社側に解雇時から判決確定までの月当たり35万5千円の給与を支払うよう命じた。（時事通信）

◆完全失業率が9年ぶりに3%台に

総務省が4月の完全失業率を発表し、前月比0.2ポイント改善し、3.8%（男性4.0%、女性3.6%）となり、1998年3月以来の3%台になったことがわかった。また、厚生労働省が発表した4月の有効求人倍率は、1.05倍（前月比0.2ポイント上昇）となった。（5月29日）

◆改正パート労働法が成立

改正パート労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律）が5月25日の参院本会議で与党の賛成多数により可決成立した。短時間労働者について、適

正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発・工場などの措置を講じることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図る。施行期日は2008年4月1日（一部を除く）。

◆うつ病などの労災認定者が過去最多

仕事上のストレスや過労からうつ病などの精神障害になり労災認定を受けた人の数は、2006年度に205人（前年度比61.4%増）で過去最多となったことが、厚生労働省のまとめでわかった。年代別では、30代が全体の約40%を占め、職病別では専門技術職（60人）が最多。労災認定者のうちの過労自殺者（未遂含む）数も66人（前年度比57.1%増）で過去最多だった。（5月17日）

◆国民年金納付記録、284自治体で廃棄

2002年3月まで国民年金保険料の徴収業務を行っていた市区町村のうち、全体の15%にあたる284の自治体で納付記録が廃棄されていたことが社会保険庁の調べでわかった。2002年4月から同庁に業務が移され保存義務がなくなったため廃棄したと見られるが、加入記録の再調査が困難な状況となった。（5月16日）